

事業計画書

自 令和2年 4月 1日
至 令和3年 3月31日

公益社団法人大分被害者支援センター

令和2年度事業計画書

公益社団法人大分被害者支援センター

第1 基本方針

公益社団法人大分被害者支援センター（以下「センター」という。）は、事件・事故等の被害者及びその家族または遺族（以下「被害者等」という。）に対し、「決して一人にしない」をモットーに精神的支援をはじめ各種付き添い支援活動等をきめ細やかに、途切れなく行う。

また、大分県、大分県警察等と連携し、県民の、被害者等に対する理解の増進を図り、地域社会全体で被害者等に適切な配慮や支援がなされ、被害者等の尊厳が守られる社会作りを目指し、積極的、継続的に広報啓発活動を行う。

第2 重点事項

- 1 質の高い支援を展開するため、中長期的展望に立って、若年者、高年齢者を問わず、積極的に人材の育成と確保を図り、支援員の質の向上を図る研修等を実施する。
- 2 経済情勢が厳しい中で、事業活動をささえるための財務基盤を確立するためのファンドレイジング活動を実施する。
- 3 大分県、市町村、関係機関等と連携し、被害者支援に対する広報・啓発活動を実施するとともに、大分県及び各市町村の制定した犯罪被害者等支援条例の有効な活用を図ってその充実化に努める。

第3 公益目的事業

1 電話相談及び面接相談

被害者等からの相談に応じるとともに、警察、その他の関係機関や一般市民からの通報に即応し、被害者等の要請に対する適切な支援を行う。

(1) 電話相談

相談者の個人情報の保護に努め、祝祭日を除く月曜日から金曜日までの間の午前9時から午後8時まで実施する。

(2) 面接相談

電話相談により必要に応じて、直接面接のうえ相談を実施したり、弁護士や臨床心理士等の専門家による面接相談を実施する。

2 物品の供与又は貸与、役務の提供等による直接的支援

- (1) 警察からの情報提供に基づき、被害者等に対する被害直後の早期支援に当たるとともに、被害者等の要請に応じて病院、弁護士、警察署、検察庁、裁判所等の付き添い支援等を適切に行う。
- (2) 必要に応じて防犯ブザー等を貸与する。
- (3) 支援事案の発生に際し、大分県及び各市町村の制定した犯罪被害者等支援条例に基づき、関係自治体担当者等との連携を密にし、被害者等の支援活動や見舞金の交付手続き等を援助する。

3 支援活動の調整及び連絡

- (1) 犯罪被害者等早期援助団体として、万全な情報管理の下に、警察からの情報提供を受け、犯罪被害発生直後の早い段階から被害者等のニーズに沿った支援を実施する。
- (2) 被害者支援に携わる国、県、県警、市町村及び関係機関団体等との情報交換を密に行い、連携の強化を図る。
- (3) 公益社団法人全国被害者支援ネットワークの加盟団体として、全国の被害者支援団体との連携を図る。

4 相談員、被害者支援ボランティアの養成及び研修

(1) 被害者支援ボランティア養成講座の実施

被害者支援や広報活動等について地域における理解者となることを目的として、被害者支援ボランティアになろうとする者を対象に、被害者等に対する理解や配慮、被害者支援の基礎知識などについて 10 時間程度の基礎的講座を年 1 回実施する。

(2) センター継続研修の実施

ア 直接支援活動における補助業務を行うことや電話相談業務を行うこと等を目的として、ボランティア養成講座を修了した者を対象に、支援活動に必要な知識・技能を習得させる研修を実施する。

イ センター全スタッフを対象とした継続研修を計画的に実施する。

ウ センタースタッフ全員参加による事例検討会を毎月 1 回実施する。

(3) 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク主催の研修への参加

質の向上研修や秋期全国研修会の研修プログラムに応じた適任者を選任し、研修会に参加させ、犯罪被害相談員等への育成を図る。

(4) 日本財団の預保納付金支援事業を活用した人材育成

日本財団の預保納付金支援事業を活用して、3 カ年計画による犯罪被害相談員の養成を図る。

(5) 被害者支援ボランティア等の活動の活性化

被害者支援ボランティア等がセンター業務に積極的に関わり、研鑽を積めるよう、その活動の活性化を図るとともに、被害者支援ボランティアの中で犯罪被害相談員や犯罪被害者直接支援員及び犯罪被害者等給付金申請補助員を希望する者に対し必要な専門的知識、技能を習得させるため、被害者等の心理、支援の実際等活動内容別の実地研修を実施する。

5 犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助

被害者等の精神的、経済的打撃の緩和を図るため、「犯罪被害者等給付金」の支給裁定申請をしようとする被害者等に対して申請から給付までの手続きの概要、申請に必要な書類等についての説明等を行う。

6 被害者・遺族の自助グループ支援

被害者等が集うグループの健全な運営を支援するため、会合の際への立会者等の派遣や助言、場所の提供などの支援を行う。

7 被害者等の実態の調査及び研究

- (1) 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク主催の各種研修会やフォーラム等に参加して、先進的な被害者支援活動を実践している全国の被害者支援センターとの交流を図り、センターの活動に反映させる。
- (2) 被害者支援関係刊行物での研究や事例検討会等で研修したことを、被害者心理・現状等の分析に生かし、被害者支援に活用する。

8 被害者等の支援活動に関する広報及び啓発

被害者等への支援について理解を深めるため、被害者等がおかれる環境や過酷な心理的負担など様々な問題を抱えるという実状を伝えるとともに、被害者支援センターの存在について県民に対してより一層の周知が図られるよう広報・啓発活動を推進する。

(1) 犯罪被害者支援講演会（年度内2回）

- | | |
|--------------------|-----------|
| ア 第1回 大分市以外の市町村で開催 | 令和2年 6月予定 |
| イ 第2回 大分市で開催 | 令和2年11月予定 |

(2) 市町村・企業等対象の啓発活動

市町村・企業等の研修の場を活用した出前講座を実施する。

(3) 中高生対象の啓発活動

県警・県・市町村教育委員会と連携し、「命の大切さを学ぶ教室」を実施する。

(4) 被害者支援キャンペーンバザー

県民に対する広報啓発のため、犯罪被害者支援の日（10月3日）のキャンペーンとして、チャリティーバザーを令和2年9月に開催する。

(5) 犯罪被害者週間の広報活動

犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）の期間中、関係機関と連携した街頭広報活動を実施する。

(6) 定期的な街頭広報活動

ア 大分市内（トキハ本店前・竹町ドーム広場） 毎月1回

イ イオン 幸せの黄色いレシートキャンペーン 年11回

(7) 広報誌「ニュースレター」の発行（年度内2回）

広報誌を発行し関係機関及び賛助会員等に配布する。

(8) ホームページやSNSを利用した広報活動

センターの活動内容等をホームページ等を活用した広報活動を実施する。

9 財務基盤の充実強化

センターの活動に要する財源は、公的支援として県からの被害者支援事業等の委託費及び県下各市町村からの助成金、その他正会員・賛助会員の会費、募金等の寄附、日本財団からの預保納付金事業の助成金などがあるが、今後も安定した財源の確保に努める必要がある。

(1) 会費収入の増収を図るため、県内各地や関係団体等において個人・法人の賛助会員募集活動を重点的に実施する。

(2) 寄附金のさらなる収入増を図るため、寄附金付自動販売機及び被害者支援募金箱の設置、令和元年度から取り組んでいる「ホンデリング・プロジェクト」への参加を呼びかけるなど、関係団体等に対する協力等の依頼を積極的に推進する。

(3) 県や市町村からの公的支援を安定的・継続的に受けるため、各担当者に被害者支援の必要性やこの支援が犯罪被害者等基本法第22条（民間の団体に対する援助）に基づくものであること等の理解を深める活動を推進する。

第4 総会及び理事会等の開催

1 総会の開催

(1) 令和2年度第1回通常総会 令和2年5月

(2) 令和2年度第2回通常総会 令和3年3月

2 理事会等の開催

(1) 理事会 年2回開催 令和2年5月

令和3年3月 その他随時に開催

(2) 運営会議 年4回開催 令和2年4月 8月 11月

令和3年2月 その他随時に開催